

社会福祉法人大東市社会福祉協議会

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大東市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長については、月額70,000円の報酬を支給する。ただし、会長交代等で報酬の始期が月の途中であるときは、新旧会長双方日割り計算を行い報酬を支給する。
- (2) 会長以外の役員等については、本会理事会、監査、評議員会への出席（決議の省略による同意書に意思表示をした場合、Web会議等の出席を含む）等法人業務を行う場合に日額2,227円の報酬を支給する。
- (3) 役員等については、本会旅費規則に基づき、費用を弁償することができる。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 会長の報酬等については、毎月16日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、本会職員の給与に関する規則第9条に準じた日とする。
- (2) 会長以外の役員等の報酬等については、法人業務を行った日から2か月以内に支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める

報酬等の支給の基準として公表するものです。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年6月19日から施行する。
- 2 社会福祉法人大東市社会福祉協議会会長の役員報酬に関する規程（平成21年4月1日制定）及び社会福祉法人大東市社会福祉協議会役員等の費用弁償規程（平成28年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規則は、令和4年6月17日から施行する。